

大阪府私立専門学校授業料等減免費補助金における授業料等減免額の算出方法について

大阪府から学校に対して交付する大阪府私立専門学校授業料等減免費補助金の額は、支援対象生徒ごとの年額の授業料等減免額の総額であり、学校が生徒から徴収する前期後期の徴収額に拠らず、年間授業料を基にして減免対象月数・支援区分に応じた金額を算出します。

よって、年間徴収額・減免対象月数・支援区分が同じであれば、補助対象となる授業料減免額は同額になります。

適格認定（所得判定含む）、休学、懲戒処分、手続きを行わないことによる支給停止等、生徒ごとの状況に応じて減免対象月数は変動するため、必ずしも全ての生徒が年間を通じて減免対象となるわけではありません。こうした年間の減免対象月数が 11 月以下となるケースにおいて、減免対象月数が同じであるにもかかわらず対象期間が前期か後期かによって交付額が異なるという状態にならないよう、府内専門学校に係る申請においては、国の事務処理要領 P25 第 1 節（1）3）④の端数処理の考え方により交付額を算出してください。

⇒様式 A（授業料等減免内訳書）における演算式は、上記の考え方（端数が生じる場合は、年額を算出する計算の最後に一度だけ切り上げる）にたって年間交付額を算出しています。

⇒このため、国の事務処理要領 P27 第 1 節（1）3）⑦工及び P28 例示とは異なる算出結果になる場合があります。

〔国の事務処理要領の例示による場合〕 授業料 500,000 円

例① 前期 対象外 後期 支援区分：Ⅲ → 0 円 + 83,300 円 = 83,300 円

例② 前期 支援区分：Ⅲ 後期 対象外 → 83,400 円 + 0 円 = 83,400 円

例③ 家計急変（6～11 月）支援区分：Ⅲ → 55,600 円 + 27,800 円 = 83,400 円

〔大阪府の算出方式による場合〕

例①～③ → 500,000 × 1/3 × 6/12（最後に切り上げ） = 83,400 円

減免対象月数が同じでも
減免額に差が生じます。

年間徴収額・減免対象月数・支援区分が同じ生徒は、支援額も同じになります。

なお、本補助金は、大学等における修学の支援に関する法律第 10 条の規定に基づき、対象校が実施する授業料等減免費用を支弁するものであり、その他の用途に充てることはできませんので、交付額と生徒に対する減免額との差が生じることのないよう、各校において適切に対応してください。